

事業成果書

<p>調査・研究テーマ</p>	<p>手話言語・コミュニケーション条例と各種施策について</p>
<p>目的</p>	<p>兵庫県明石市が取り組んでいる障がい者へのコミュニケーション支援現場を視察し、さいたま市の障がい者福祉施策の参考とする。</p>
<p>内容</p>	<p>日時：平成30年5月18日（金） 10時半～正午 会場：明石市議会 説明者：明石市福祉局福祉総務課 参加者：高柳 俊哉、土井 裕之、熊谷 裕人、 池田 麻里、小柳 嘉文、浜口 健司、 富田かおり、政務調査員 報告書作成者：富田かおり</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>
<p>概要</p>	<p>◆手話フォンについて 明石市では平成30年2月5日から、日本財団が提供している視覚障がい者向け電話リレーサービスを利用した手話対応型公衆ボックス「手話フォン」を自治体として初めて設置した。</p>

<p style="text-align: center;">概 要</p>	<p>手話フォンとは手話で利用できる公衆電話で、聴覚障がい者が利用する際、手話通訳者及びコミュニケーションの相手が離れた場所においても対応可能。事前登録なしで使うことができる。手話フォンを利用すれば周囲の人に頼まなくても通話でき、利用者の負担軽減と生活の質の向上が期待できる。</p> <p>明石駅前再開発ビル内の「あかし市民広場」に設置されており、午前8時～午後9時まで年中無休。無料。</p> <p>◆手話言語・障害者コミュニケーション条例について</p> <p>明石市では、障がいのある人もない人も誰もが住みやすいまちづくりを目指す取り組みのひとつとして、手話を言語として認め、障がいのある人の情報コミュニケーションを促進する条例を制定した。</p> <p>手話を言語として認め、手話や要約筆記、点字、音訳など必要なコミュニケーション手段を選べるよう各種施策を充実させている。「弱者施策」ではなくユニバーサル施策として進めているのが特徴である。上記の手話フォン導入のほか、市内全小学校での手話教室開催、手話通訳士資格を有する正規職員の採用、職員手話研修の実施、民間事業者が合理的配慮を提供しやすくするための環境整備支援など。</p> <p>聴覚に障がいがある人（ろう者）が市議会議員に当選したことも、市当局および市議会が当事者性を持つようになったきっかけだという。平成28年度には障害者配慮条例を制定した。</p>
<p style="text-align: center;">所 見</p>	<p>さいたま市のノーマライゼーション条例は、障がいのある人への差別や虐待を禁止するとともに、自立や社会参加を推進し、障がいのあるなしに関係なく、安心して生活できる地域社会の実現を目指している。いわゆる「手話言語条例」は、現時点で本市においてはノーマライゼーション条例に包含されるという認識でいる。であるならば、市民一人ひとりに条例の理念を理解していただくと共に、ノーマライゼーション社会の実現に向けて、さまざまな具体施策の取り組みを着実に進めていくことが重要であると感じ</p>

所 見	る。当事者性を大事にし、市長のリーダーシップのもとスピード感を持って取り組んでいる明石市担当課との意見交換は、本市にとって大変参考になるものであった。
会派基本政策	32. ノーマライゼーション条例を活かした施策の拡充